

令和5年第4回  
利根町議会定例会会議録 第5号

令和5年12月12日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	大越達也君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	永田幸夫君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	飯島弘君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越聖之君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	中村寛之君
生 涯 学 習 課	長	弓削紀之君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	辰 尾 尚 美
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 5 号

令和5年12月12日（火曜日）

午前10時開議

- |       |  |   |
|-------|--|---|
| 日程第1  | 議案第62号                                 | 令和5年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について            |
| 日程第2  | 議案第63号                                 | 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について      |
| 日程第3  | 議案第64号                                 | 利根町課等設置条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第4  | 議案第65号                                 | 利根町子ども・子育て支援会議条例                          |
| 日程第5  | 議案第66号                                 | 利根町下水道事業の設置等に関する条例                        |
| 日程第6  | 議案第67号                                 | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第7  | 議案第68号                                 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第8  | 議案第69号                                 | 令和5年度利根町一般会計補正予算（第5号）                     |
| 日程第9  | 議案第70号                                 | 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）               |
| 日程第10 | 議案第71号                                 | 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第11 | 議案第72号                                 | 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第12 | 議案第73号                                 | 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第13 | 議案第74号                                 | 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第14 | 議案第75号                                 | 利根町教育委員会委員の任命について                         |
| 日程第15 | 議案第76号                                 | 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について                   |
| 日程第16 | 議員提出議案第3号                              | イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書提出の件 |
| 日程第17 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙                  |   |
| 日程第18 | 議員派遣の件                                 |   |
| 日程第19 | 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件 |   |

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号
- 日程第2 議案第63号
- 日程第3 議案第64号
- 日程第4 議案第65号
- 日程第5 議案第66号
- 日程第6 議案第67号
- 日程第7 議案第68号
- 日程第8 議案第69号
- 日程第9 議案第70号
- 日程第10 議案第71号
- 日程第11 議案第72号
- 日程第12 議案第73号
- 日程第13 議案第74号
- 日程第14 議案第75号
- 日程第15 議案第76号
- 日程第16 議員提出議案第3号
- 日程第17 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第18 議員派遣の件
- 日程第19 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

---

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

---

○議長（大越勇一君） 諸般の報告を行います。

本日、議員提出議案第3号として追加議案が提出されております。

追加議案については、タブレットに掲載したとおりです。

以上です。

次に、議事日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3

項に、質疑は自己の意見を述べるできないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

---

○議長（大越勇一君） 日程第1，議案第62号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

住民税非課税世帯に対し7万円が給付されるというふうな説明での補正予算かと思いますが、今回はこの子供の数に応じてその上乗せなどはあるのか、ないのか。また、申請期間というのはいつなのか。また、年内に確実に払込みされるのかどうなのかということについて、一連のことについて詳しく説明をお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

今回の住民税非課税世帯を対象に給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）は、国がデフレ完全脱却のための総合経済対策として11月に閣議決定し、長引くエネルギー、食品の価格高騰の影響を特に受けている低所得者世帯、いわゆる住民税非課税世帯を対象に7万円を給付し、支援するものです。

この給付金（追加給付分）は、国からの補助金である重点支援交付金を活用し、本年8月に実施した非課税世帯を対象とした3万円給付の世帯に対し、今回新たに追加の給付を実施するもので、1世帯当たり7万円の給付を行うため、議員御質疑の子供の数に応じた上乗せにつきましては、今回の給付対象に含まれておりません。しかし、先日、国において、新たに低所得世帯向け給付金の18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する調整に入ったとの情報がございまして、町といたしましては今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、申請期間、払込み期間ですが、世帯構成や課税状況等の変更がない場合に限り、年内の給付を実施するため、申請手続を不要としたプッシュ型方式といたします。12月5日火曜日に事前確認通知を送付いたしまして、12月15日金曜日まで口座変更や給付金拒否の受付をいたします。その確認後、12月22日金曜日に前回と同様の口座に振り込む予定でございまして、また、世帯変更のあった方などにつきましては、令和6年2月29日木曜日まで申請期間を設けますので、申請していただき、支給要件を確認後、口座振込予定となっております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 年内に支給されるということで、安堵をいたしました。

また、今、課長のほうからちょっと触れてはいましたけれども、国のほうの動向がよく分からないということで、これについても年度内には支給されるというような、私ども新聞紙上で承知しているのですけれども、その辺の後の分については、もう役場のほうというか、その辺では書類なんかは届いているのですか。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 今のところ、そういった通知のほうは、福祉課には届いておりません。また、この18歳以下の子供1人当たり5万円を給付するところは、前回給付した場合ですと子育て支援課のほうでの支給というふうになっていますので、またちょっと部署が違いますので、そこは町としてしっかり動向を見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第62号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 賛成全員です。よって、議案第62号は承認することに決定しました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第2、議案第63号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

旧し尿場跡地からの埋設物の撤去ということで、何回も何回も補正予算が提出されるのですが、これはいつまで続くのですか。徹底して隅から隅までほじくり返して、それでそういうものを撤去して、それで地主さんに返すという、そういう方法はできないのですか。そこを掘ったら出てきたから、それを撤去する、こっちを掘ったら出てきたから、また補正予算でとそういうことをやらないで、全体を1回に調査するということはできないもの

なのですか。その辺、お尋ねします。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の工事につきましては、当初の予算設計では、こちら6月のときに補正予算を組ませていただいた金額になります。建物があつたと想定される場所につきましては、深さ20センチ、その外周につきましては北側、南側、西側、東側、それぞれ深さ50センチを掘削し、解体時の廃材や医療行為により排出されたと思われる薬瓶などの廃棄物を処分と、掘削した部分を盛土する契約をしておりました。しかし、着工し、初めて掘削した結果、部分的ですが廃棄物が集中して埋設されている箇所がありまして、その部分につきましては予定していた深さより深く廃棄物が埋設されており、その場所につきましては全ての廃棄物を撤去するため、さらに深く掘削することとなり、それらの工事費用が必要となりました。

増額となった工事内容の内訳としましては、廃棄物の処分費ですが、今回は土とガラスなどを分別できず処分する混合廃棄物としていましたので、さらに掘削したことにより、その量が多くなったことによる混合廃棄物の処分費の増額と、これら増加した混合廃棄物の運搬費と部分的に深く掘削した分の盛土費用等が増額となったものであります。

工事につきましては、先月、無事完了しまして、所有者さんのほうも了解しております。以上となります。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 埋設物というのが、診療所というのは医療関係にする埋設物が出てくるのですか。それとも、違うものが出てくるのかどうなのか。それともう一つは、診療所というか、特別会計でこういう工事をやっても、財源がなくなると思うんだよね。一般会計のほうで援助するという、そういう方法は取らないのですか。その2点だけ、お伺いします。

○議長（大越勇一君） 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） まず最初に、掘削した廃棄物なのですけれども、先ほど御説明させていただいたとおり、診療所で使われた薬瓶とかの、本当に薬剤の瓶のガラが出てまいりました。あとは、当時の診療所の解体時の廃材、瓦とかいろいろな部品が出てきたものなので、間違いなく旧診療所の廃棄物として確認されております。

費用に関しては、間違いなく診療所のほうのものだったので、特別会計のほうで今回、処置をさせていただいております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 次々と出てくるのですけれども、今回のこの補正予算で終わりそうですか。

○議長（大越勇一君） 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

今回の工事で無事終了して、所有者さんのほうからも了解を得ております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第63号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第63号は承認することに決定しました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第3，議案第64号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は2名です。通告順に質疑を行います。

7番船川京子議員。

○7番（船川京子君） それでは、議案第64号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

提案理由に、妊産婦、子育て世帯及び子どもが気軽に相談できる身近な相談機関としてのこども家庭センターの設置に伴い、子育て支援課の分掌事務について改めたいとしていますが、これまで保健福祉センターにて、出産から就学前の幼児やその保護者に対し、手厚い支援を行ってきていると理解をしています。また、児童生徒の相談事に対する対応についても、教育現場における教職員はもちろんのこと、教育長、学校教育課長をはじめ、関係機関として子供たちの相談に対応されてきたと認識をしています。そのような背景の下、次の二つについて質問をさせていただきます。

まず、（1）子育て支援課に設置するこども家庭センターとその他の機関との役割をお

伺いたします。また、2点目として、各関係機関との連携体制について、伺いたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、船川議員の質疑にお答えいたします。

この条例の改正でございますが、令和4年6月に成立しました児童福祉法等の一部を改正する法律における児童福祉法第10条の2及び母子保健法第22条の規定にのっとり、市町村の包括的な支援のために体制強化として、こども家庭センターの設置が努力義務とされたことによりまして、当町においても法の施行日、令和6年4月1日に合わせて、同日より子育て支援課内にこども家庭センターを設置するものでございます。

こども家庭センターの役割といたしまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象として一体的に切れ目のない相談、家庭の状況に応じた支援を行う機能を有する機関でございます。このこども家庭センター設置は、子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点、両機能で特定妊婦や、要支援児童等を支援対象に含んでいるものにもかかわらず、組織が別々であることのため連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報提供等がなされにくい課題が生じていました。これらの課題を解消するために、両機能を組織として一体的に運営することによりまして、母子保健、児童福祉、両部門の連携・協働を深め、虐待への予防や個人の個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村で相談支援の強化を図るため、設置するものでございます。

当町におきましても、保健福祉センターで行ってきた母子保健の部分と子育て支援課で行ってきました児童福祉部分を1か所に集約しまして、町民の利便性を図ろうと両課で話し合いを進めてまいりました結果、子育て支援課内に両機能を持つこども家庭センターを設置することとしました。統合することによりまして、妊産婦から子育て世帯に関する手続、相談や支援が1か所でできることにより、寄り添ったサービスが提供できるものと考えております。

あと、各機関との連携につきましては、小学校・中学校等連携、また地域、幼稚園、保育園、学校、警察、児童相談所など、情報提供することなどの連携強化に図り、虐待防止に努め、子供の成長を見守るということで連携も図れるかと思われまます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今の課長のお答えの中で、手続が1か所でできる等の保健福祉センターとの連携の話が出てきたのですけれども、現場においては、子育て支援体制が複雑になるような印象も持ちました。利用者の方の利便性向上というお話がありましたが、窓口と現場の対応の場所が変わるような、そのような印象を持ったのですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。まず、これが1点目の質問です。

二つ目の質疑は、ざっくり全体的な説明を受けて、相談先が見つけれない方に対して



総合窓口的な対応，またおのおのの相談内容に対して，先ほど（２）の説明でお伺いいたしました，適切な機関につなげる役割的な印象を持ったのですが，そのように理解してよろしいのでしょうか。

それと３点目に，保護者自身の悩みや困り事の解決に向け，保健福祉センターや学校関係機関とは連携はしていきますが，先ほどの説明でも，現場の対応と窓口と違う場所になるとの印象を持ちましたので，連携するけれども独自性を持って解決に尽力していくと，そのように理解してよろしいのでしょうか。

以上３点についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えいたします。

子育て支援課の中では，今まで保健福祉センターのほうでやってきた母子保健係，その業務の一部をこちらへ，子育て支援課の中に移動させまして，専門の保健師さんと，あとその専門の相談役をする専門の臨時さんとか，そういう職員もそろえまして，相談体制は強化していきたいと思えます。

それで，場所のほうなのですけれども，相談とかそういう窓口は，子育て支援課のほうでやっていただくような形になるかと思えますけれども，健診等，１歳半とか３歳児健診などにつきましては，ある程度の場所の広さが必要になるかと思えます。また，保健福祉センターのほうにそういう健診に必要なものなども置いてありますので，その健診の際には，保健福祉センターのほうに子育て支援課のほうから職員が出向きまして健診等を行うということで，健診に関しましては保健福祉センターのほうを今のところ予定しております。また，役場のほうが，会議室等があれば，そちらでもやっていきたいなどは考えておりますけれども，今のところ保健福祉センターのほうで健診業務等はやっていきたいと思えます。

あと，総合窓口なのですけれども，子育てとか家庭等において子供の悩みとか，そういう育児の悩みにつきまして相談を受けた場合に，専門の機関が必要であればそちらにつなぐような形で，うちのほうで相談に乗るということで，あと保健師さん等で分かることに関しましてはそちらでその場で答えられることもできますけれども，専門的なことに関しましてはそういう専門機関等へつなぐような形でやっていきたいなと考えております。

あと，学校等の関係ですけれども，今までもそういう問題等があれば，お互い話し合い等持っておりますので，そこら辺は連携していけるのかなと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○７番（船川京子君） それでは，最後の質疑をさせていただきます。

今，ちょっとイメージが湧きにくかったのですけれども，健診はこれまでのように保健福祉センターで行い，相談は子育て支援課で行うというお話があったのですが，これまで

も保健福祉センターに行って相談をし、健診をするという、そのような流れの中で、就学前の乳児、幼児に対しては対応されてきたと理解をしているのですが、この辺のところ、この総合窓口で相談はこちらにするけれども、健診は向こうでやる、そのような役割を分担する方向を目指して今後対応していくのでしょうか。それが1点と、新たな取組なので移行するのに臨機多様に運営していかなければならないだろうかと理解はするのですが、一番大事なことは、体制を変えることによって利用される町民の方たちの理解と利便性向上につなげなければならないと、そのように考えますので、まずここをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど3点目にお尋ねした、連携はするけれども独自性を持って解決に尽力するという部分なのですが、ここのお答えをいただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えいたします。

役割の分担ですけれども、分担としましては、一応、子育て支援課の中でやるということで、もし保健福祉センターのほうに相談等行った場合には、保健師さんたちの異動などもありますので、相談も受けられることは可能だとは考えております。基本は、子育て支援課のほうで相談を受けるということを基本に思っております。

あと、利便性のほうなのですけれども、妊娠・出産に関しまして、保健福祉センターというイメージが固定観念であるかと思いますが、4月からは子育て支援課におきまして妊娠届を出していただき、今までどおりのサービスを受けることができます。妊娠届と同時に、母子手帳の交付、妊娠出産祝品支給事業による授乳服等の支給申請、妊娠・子育て応援給付金の申請、出産時は出生届、住民課のほうです。あと、マル福関係、子育て応援給付金の申請、出産祝品の支給では命名書の木札の申請と贈呈と、役場の中で手続が可能となります。また、育児相談等も子育て支援課で対応が可能となり、個々の台帳を基本的に的確な指導、支援につながると思われます。

ですので、相談関係につきましても保健師等が対応することとなるかと思いますが、安心して相談でき、支援の必要な子供や支援の必要な家庭については18歳まで相談を受けるということになりまして、子育て相談についても気軽に相談できる体制を臨んでまいります。

あと、独自性ということなのですけれども、うちのほうで分かる範囲で、うちのほうは、相談に乗って答えることができるものに関しては直接答えるかと思うのですが、専門的なことに関しましては、一応つなぎという形で、そちらと連携を取りまして、御紹介するという形を取っていくような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 今の船川議員の質疑の中で大体分かったのですが、今回、母子保健関係と児童福祉関係が今度一緒の窓口になる。しかも、それが新課内に置くということなのです。新課内において相談等、あるいは健診等別々の所でやるというようなことだろうというふうに私は理解したのですが、私はこの際、根本的に相談と健診とを一緒に行う、できる、そういう独立したセンターを私は設けるべきだなというふうに私は思いました。

今回も、前から、これは担当課の職員はいろいろやっていることなのですけれども、訪問による生活支援と、それから学校や家における居場所等の問題、いろいろ要するに養育環境まで幅広いのです。ですから、今までの人間で、人間というか、職員で増員しないのでいいのかなど、その辺の人的な配置、それからまた、もちろん専門者は専門的な知識を持った方がいるのしょうけれども、より実務者の専門性の向上まで多方面にわたっていると思うのですが、その辺はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

相談と健診が別々ということでは考えられているかと思っておりますけれども、こども家庭センターの中で、健診の場所だけ保健福祉センターで行うという形で描いていただけるとありがたいと思います。健診は別々のものがやるとか、そういうものではなくて、一体化してやると、ただ場所だけが変わるということでございます。

あと、専門職なのですけれども、法のほうで家庭センターに専門職を置きなさいよということで提起されておまして、専門職のほうは全部で20種類ほどの専門職の中から選んで設置、相談等に対応しなさいよということでなっております。利根町といたしましては今のところ保健師さん、母子保健係のほうからの保健師さんと、一応、社会福祉士さんとか、そういう専門の相談に対応できるような職員を人選しようかなと思っております。また、職員に関しましても研修等を重ねていただけて相談ができる等、うまくできるような形で持っていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第64号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第4，議案第65号 利根町子ども・子育て支援会議条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

この子ども・子育て支援会議条例につきましては、提案にもありますように、上位法に基づいて設置しようというようなことが言われているかも知れませんが、上位法をちょっと読んでみたいと思います。

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子供に関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付、その他子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子供が健やかに成長する社会の実現に寄与することを目的とするというような上位法の目的かなと思います。

それで、私が今回質疑いたしますのは、この条例を制定するに当たって、第3条の会議の組織、これについて質疑をいたします。

この第3条の2項以下の町長が委嘱する方々の内訳、（3）の保護者については、第一次的責任者、親権者ですね、を行う保護者なのですからけれども、果たしてこれは何人委嘱するのか。また、その他の項目については、それぞれ何人委嘱するのか。18名以内となっているのですけれども、これで家庭、学校、地域などで、果たして構成したと言えるのかどうか。幅広く意見を聞く、そしてまとめることができるのかどうかということが一つ懸念されるので、その辺をお尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、6条の3項で、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決めるというようなことがうたわれているのですが、なぜその過半数で決めなきゃならないのかというふうなことです。この条例の提案理由の中では、子ども・子育て支援法第72条、72条とは書いてないのだ、条が抜けてしまっているの、これもあなた方のミスだと思うのだけれども、支援法第72条1項に規定する子ども・子育て支援会議を自治法に定める附属機関として条例で定めるよと、こういうことになっているのです。これは分かるのですけれども、なぜ過半数で決めなきゃならないのか。上位法で言っている市町村は、事務を処理するために審議会、その他は、この附属機関については合議制の機関を置くようにということと言っているのです。この第2条の条例を定める、その提案理由の中の言っていることとは何か相反して決めるような条文になっているので、これはなぜなのか、これについてお聞きをいたします。

それから次に、第6条4項なのですが、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明、

また意見を聞くことができる。これはこれでいいのでしょうけれども、これはこの関係人、参考人という、これは裁判になるからあれなのですが、関係人として、問題が生じたときの関係人を指すのか、問題が生じたときの助言者を指すのか。そしてまた、この出席を求めたときの費用弁償等はどうするのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

第3条の組織でございますけれども、条例の中では18人をもって組織するとしまして、委員の内訳といたしましては、第3条第2項に掲げる者のうちから町長が委嘱するという事で、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子ども・子育て支援の関係団体に属する者、子供の保護者、町民、これは公募でございますけれども、公募により選出ということで、学識経験者といたしましては更生保護女性会、主任児童委員、人権保護員、校長会ということで、4名を予定しております。また、関係団体に属する者ということで、認定こども園の園長、保育園の園長、また利根町PTA連合会、また青少年相談員、利根町商工会、あと企業の代表ということで、10名ほどを予定しております。

あと、子供の保護者といたしましては、布川、文間、東文間と、今、保育園がありますけれども、の中から代表者1名、また、やまと、二葉幼稚園の旧幼稚園から保護者1名ということで2名を予定しております。また、町民につきましては、公募により選出する2名を予定しております。この子育てに関しまして、この会議に関しまして、幅広い関係する団体から幅広く意見を聞くことができるのかなと思われまます。

あと、6条の3項、4項でございますけれども、合議制とは、複数の、ここで言いますと、委員によって意見を出し合い、みんなで話し合っ決めていく制度とされています。多くの意見を出していただいて、すり合わせをすることで、慎重に判断することができます。意見を出し合いをしても、よりよいものを目指すことを目指しておりますが、どうしても決まらなくてはならない場合があるかと思えます。そのときの方法として規定しております。今までの会議を見ますと、話し合いの下、決められたようで、多数決で一つ一つ決めるわけではないように思われます。

あと、第4項のほうなのですけれども、会議に問題とか新しい課題とかができた場合に、その詳しい説明を求める場合に会議に出席していただいて説明するという事で、最近では、今、第3期のほうの子育て支援計画ですか、子ども・子育て支援計画のほうを策定しておりますけれども、委託してやっているわけなのですけれども、その業者さんが会議の内容を傍聴して、その計画の中に取り入れられるものがあれば取り入れたいということで会議のほうに出席していただいた経緯がございます。

あと、費用弁償のほうなのですけれども、一応、そこら辺は考えておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今の会議の組織の委員の構成についてちょっとお聞きしたのですが、今までも、条例をつくる前もこういう組織、いろいろ御相談しながらやってきたと思うのですが、その委員の数よりも今回減っていると思うのだよね。何で条例つくって減ったのかな。今、課長の話を知ると、会議の進め方のうち、どうしても決しなければならないこと、それは分かります。しかし、この上位法の趣旨からいうと、その決することじゃなくて、あくまでも話合いでしなさいよ。いろいろなことが予想されると、意見が出てくる。そうすると、どうしても会議が長引く。事務局としては早く決したいなど、そう思うでしょうけれども、この内容によっては、あくまでも長時間かけてもいろいろ話し合っ、それをまとめていくというのが、今回のこの条例の定め、あるいは上位法の趣旨だと思ふのです。

これまでも、いろいろ条例をつくる前についても、認定こども園とか幼稚園とか保育所等に関わる話合い、あるいは特別地域型保育事業等の定員の定め方、これいろいろと話し合ってきたと思ふのですけれども、これらも全て合議制でやるよということになっていると思ふんだ、法律は。ですから、それを受けて、条例も時間はかかりますけれども、会議は長引きますけれども、やはりみんなの意見を聞いてまとめていくということに、この条例の意義があるというふうに思ふのです、上位法の意義があると思ふのです。これをやはり深く感じ取って、この条例はやはり合議制で決めていくべきだなというふうに私は思っております。

また、委員がなぜ少なくなったのかです。委員が少なくなれば、それだけ意見が出てきませんからまとめやすいかもしれませぬけれども、それではいけないのです。いろいろな例がありますから、この子育てしていく中ではみんな違うのですから。だから、それらを一つ一つ聞いていって、行政が執行する上で公正に、そして慎重に執行ができるようにするのがこの会議の目的だというふうに私は思っていますので、その辺のことをもう一度説明してください。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えいたします。

委員の人数でございますけれども、現行の利根町子ども・子育て支援会議設置要綱におきましては、27名以内ということで要綱のほうにうたわれておりまして、現在、23名の委員の方に委員を委嘱しております。

新しく条例にした場合、18名以内ということで設定させていただいたのですが、関係団体と必要が薄いところに関しましては今回省かせていただいて、あと保育園関係なども今まで3名各代表で出ていただいたわけなのですが、そこを1名という形で収縮して行っていきたいなということで、人数のほうも多かつたものですから、他の関係機関と人数のほうを同じような形でうちのほうもそろえたく、人数のほうを18名以内という

ことでさせていただきました。ただ、その委員さんの中には、こういう会議を開くに当たって全体的に網羅できる、協議ができる委員だと思っております。

また、あと合議制の話でございますけれども、重要なものに関しましては、すぐそこで決を取るのではなくて、中で十分に話し合いをして、子供たちの活動ですか、事業等にプラスになるような会議にしていきたいと思っております。ですからいきなり、これはこっち、駄目だとか、いいとかというふうに決めるのではなくて、あくまでも中で十分に議論した上で、全体で合議をいただいて決したいと思っております。ただ、条例上に関しましては、どうしても決めなくてはならないことがあったときには、この過半数という形のものを取らざるを得ないのかなと思っております。それまでには十分に審議のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） この子育て支援制度というのは大変重要なもので、幼児期、あるいは学校教育や保育、地域の子育て支援、その中の量の拡大、あるいは質の向上を目指していくというふうにならなっています。その会議が重要なものについてはどうのこうの、重要でないものについては多数決だというような説明かと思うのですが、では重要なものというのは何だと、重要でないものというのは何だと、ここにかける、会議の中でまた審議するものは全て重要なのです、子供に関することですから。そういうその説明では、私は納得できません。もう一度、説明願えますか。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それではお答えいたします。

確かに、議題に関しましては、全部が重要なことでございます。ただ、その中でもどうしても、何ですか、決さなくてはならないものに関しましては話し合いをしてということで、1個1個軽視するわけではございませんけれども、一つ一つ慎重に話し合いをして議題を解決していくことを言いたかったので、重要じゃないとか、重要という言葉は、申し訳ございませんけれども、それは過ちで、申し訳ございません。1個1個会議が重要でございますけれども、その中でより話し合いが必要なものに関しては、十分話し合いをして決めていくということが言いたかったことでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原でございます。私は、議案第65号 子ども・子育て支援会議条例について反対の立場で討論したいと思います。

今、質疑の中でもいろいろお聞きしたのですが、どうしても上位法の72条に基づくこの

合議制の会議を、機関を設置するようにしているのかかわらず、なぜ合議制じゃなくて多数決をもって決するような条例、条文にするのか、その意義が分かりません。

そういうことで、私は今後、利根町にとって、日本国内全部なのですけれども、少子化の中での子育て支援制度というのは、大変重要なものであるというふうに認識いたしておりますので、慎重に慎重を期して、そして多くの子育てしている皆さんからの意見を聞いて、それでいろいろな角度から悩み、あるいは問題点を解決していくというのが、私が一番いい方法だというふうに思います。

担当課は、1日やっても終わらない、または2日かかったというようなことで大変気を揉むこともあろうかと思うのですけれども、利根町の子供のためにやはりいろいろな問題点は問題点としていっぱい意見を出し合って、それでまとめていく。賛成、反対の場合は、もし何か問題があったときに、法的な機関に持ち込まれたときにどうするのかということもやはり考えなければならないというふうに思いますので、できれば、今回成立はするでしょうけれども、こういった点をもう一度検討して、見直しまで含めて検討していただければなというふうに私は思って、反対の立場で討論をいたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

峯山議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。先ほど質疑の中で幾つか答弁ございまして、考えさせられました。2点挙げさせていただきます。

第3条の中で、委員18人の内訳が先ほど答弁で出ましたけれども、子供の保護者の人数、そして公募される町民の代表者の人数、果たしてこの人数でよいのかと、まず私は考えました。

そして、二つ目として、費用弁償の話も出ました。子ども・子育て支援会議の会長が日額4,800円、そして委員が4,200円。しかし、この会議の中で、何か意見が必要だと、説明が必要だというときに、委員以外の者の出席を求めるとあります。その出席していただく方に対しての費用弁償は考えていないということだったので、これは会長と委員の費用弁償は出ることから、やはり出席を求める方にも費用弁償は必要だと私は考えます。

以上のことから、もう一度この条例案、条例を見直していただきたく思い、反対の立場で述べさせていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。



これから、議案第65号 利根町子ども・子育て支援会議条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第66号 利根町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第66号 利根町下水道事業の設置等に関する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第67号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第67号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第7，議案第68号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第68号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第68号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第8，議案第69号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

質疑通告議員は4名です。通告順に質疑を行います。

7番船川京子議員。

○7番（船川京子君） それでは，議案第69号について質疑をさせていただきます。

利根町一般会計補正予算（第5号），28ページ，項1総務管理費，自治体DX推進事業，地域活性化起業人派遣に伴う負担金280万円の減，それについてお尋ねしたいと思います。

（1）当初予算では1年の契約を見込んでいましたが，半年となったため補正との説明がありました。町としてDX推進に力を入れる中で，なぜ期間が短縮されたのか，お伺いいたします。

（2）として，次年度以降継続されるのかをお聞きしたいと思います。継続をお考えならば，町の状況のある程度理解している同社員の派遣が望ましいのではと考えています。また，打ち切る方向でお考えならば，その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをさせていただきます。

款2総務費，項1総務管理費，目9情報化推進費，節18負補交の280万円の減でございます。こちらは，地域活性化起業人の派遣についての減額でございます。派遣受入れにつきましては，令和5年4月から派遣受入れを目指しまして派遣元企業の選定をしまして，協議を重ねてまいりました。令和4年12月から6社の企業と複数回協議を行いまして，業務内容につきまして，令和5年2月に現在派遣していただいておりますAKKODiSコンサルティング株式会社をお願いすることとなりました。その後，派遣元企業である企業のほうから，社内において派遣人材の選定や派遣規模，そのようなものを社内のほうで調整をしていただきまして，最終的に10月1日から派遣が可能ということで派遣をしていただいております。利根町としましても，当初は4月1日からお願いをしたかったわけでございますけれども，なかなか協議が整わなかったということでございます。

こちらの起業人につきましては，3年間の特別交付税措置をいただくような制度になってございますので，今年度10月1日から3年間の派遣を望むものでございます。企業のほうは，AKKODiSコンサルティング株式会社のほうと3年間継続して派遣をしていただくことで協議のほうは整っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） それでは，今後3年間は対応していただけるということですが，あと1点確認をさせていただきたいのですが，半年，この予算を減額しなければならなかったのは庁内での協議が遅れたのか，それとも令和5年2月に決定をしたにもかかわらず，期間がすごく短かったと思うのですが，先方のほうで協議を重ねてきたにもかかわらず，派遣会社のほうの体制が整わなかったと理解してよろしいのですか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 令和5年2月に協議が整ったのは，あくまでも利根町のほうのDXを推進していくためにお手伝いをしていただきたい業務内容等々の協議でございます。人選についての協議ではありません。

お手伝いをしていただけるということになった後，派遣元の企業のほうでは，利根町のほうに来ていただけたらとか，そういう希望を取ったりとか，そういう調整，また仕事の中で，誰かをこちらのほうに派遣していただければ今度足りなくなってしまう等々，そういう協議もございますので，その辺の調整をしていただいたということで，10月1日からの派遣が可能だということで整ったわけでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） ごめんなさい、私、人選のことを、協議が整う、整わない中で聞いたのでしょうか。そこは考えていなかったのですけれども、もし申し上げたのであれば訂正させていただきたいと思いますが、私が聞いたかったのは、庁内の調整なのか、それとも派遣会社の調整で半年遅れたのかということを確認させていただきたかったのですが、その背景としては、6社と協議を続けてきた中で、当然相手の会社も準備をしながら協議を続けているのではないかと理解をするところなのですが、質問の趣旨が明確に伝わらず申し訳ありません、お尋ねしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 一番最初は、まず利根町のほうのDXを受け入れていただく、こういう利根町の業務のことをお伝えしまして、まずそれが可能かどうかというところの協議をしてまいりました。ですので、その業務ができるかどうかの協議を2月までかかってしまったということで、一般企業でも2月になると人事異動とかそういうのを、翌年度の配置等も決まっておりますので、その後いろいろ調整をしていただいたということで、10月1日からの受入れとなっております。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） お聞きいたします。まず、11ページの道路除草の業務、債務負担行為で3,600万円上がっているのですが、あまりにも2年間の業務としては大きいし、なぜ入札等に諮らないのかなと、入札をしないのかなということについて、お聞きしたいと思います。

それから、24ページの基金繰入金908万4,000円の減額なのですが、これは歳出のほうでお聞きすればよかったのかもしれませんが、庁舎大規模改修工事の前渡金が返還されたというような説明だったと思いますが、前渡金が返還されるというのはどういう意味なのか、もう少し細かく説明してください。

それから、27ページの町長の交際費なのですが、町長の交際費は行政運営を図る上で大事な費用なのですが、10万円の増額されたということで、この内容とその支出先を教えてください。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 債務負担行為の道路除草業務委託3,600万円ですが、これは例年計上しているものでございまして、産業道路や農免道路など主要な七つの路線等の除草業務委託料の積上額が3,600万円ということでございます。入札や契約は、路線ごとに7本に分けて発注する予定であります。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 庁舎大規模改修工事の前払金の減額なのですが、こちらにつ

きましたは、当初予算、これ令和5年度、令和6年度の継続費で8億9,771万円でございます。それで、実際契約をいたしましたら8億7,780万円となりまして、差額1,991万円となっております。それで、前払金なのですが、こちらは請負代金の40%以内という規定がございまして、それにより、この減額分が今回、不用額が生じたことから、減額をさせていただいたところでございます。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑にお答えさせていただきます。

交際費につきましては、町長が行政執行のため必要な外部との交際のため、支出するものがございます。社会通念儀礼の範囲内で、必要最小限度の額をもって支出するものとされております。今回の10万円の増額につきましては、社会情勢等の変化を踏まえた増額であり、近隣自治体等の均衡を図ったものでございます。また、現時点での支出済額と昨年度の1月から3月の支出見込額を考えたとき、突発的事項に対応できなくなる可能性があるため、今回増額補正をしております。

交際費につきましては、毎月の支出額につきましては、ホームページのほうで公表させていただいております。

今後の予定ということで、まだ案内状とか来ていないのが多いのですけれども、コロナも5類になりましたことで新年会等が増えるということで、昨年度の1月から3月の支出見込みを考えますと若干不足する見込みになるため、今回、補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） まず、債務負担行為なのですけれども、道路の除草等については、この7路線以外にも除草はやっていると思うのだよね。なぜ、この7路線だけを限定して債務負担行為、要するに3,600万円と決めてしまっているのか。その辺が理解ができないのですね。もう一度、説明してくれませんか。

それから、基金繰入金、今、財政課長がおっしゃったように、40%、請負代金の一定割40%を前払いすることができる、これは私も知っています。当初予算と契約との差額が1,900万円云々あると。その1,900万円に対する、下がったから、何ていうかな、前払金を返してもらおうというふうなことなのだけれども、その前払金というのは当初予算じゃなくて契約に対する前払いなので、説明がちょっと分からないので、もうちょっと分かりやすいように説明してくれる。

それと、これは今回、工事を請け負ったその業者、AならA社という業者、それとその工事をやる、今度はいろいろな専門業者、電気工事とか外装とかこれ全部、たしか三つぐらいに分かれていたと思うのだけれども、これは予算が下がったのは、何といたしますか、専門業者、どの部分の専門業者が主に下がったのか、それが分かれば教えていただけますか。

それからもう一つは、交際費、町長の交際費、多忙でいろいろあると思うのだけれども、市町村の均衡を図るといのはどういうことなのか、ちょっと分からないので。これを市町村との交際費は別に均衡を図らなくても、町は町で独自で、町長の、要するに活動範囲内でやればよいというふうに思うのだけれども、もう一度その辺くだいて説明してください。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 主要路線と合わせて幾つかの路線は一緒に発注しておりますが、それ以外につきましては、建設課の現業職の方で草刈りは実施しております。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 令和5年度予算に上げました予算額につきましては、先ほど言いましたが、令和5年度、令和6年度の継続費の予算額の40%ということで予算を計上してございました。それで、先ほど言いましたが、契約額が1,991万円、入札の結果減ったので、その40%になることによりまして今回3億5,000万円となりまして、差額の908万4,000円が生じたものです。

また、今回の工事におきましては、これは常磐・増川特定建設工事共同企業体との契約となりまして、2者との工事の契約となっております。2者の共同体となっております。

それで、何が減ったかというのは、入札の結果で金額が1,991万円減ったということで、その詳細については今、お答えできません。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

まず、簡単に申しますと、香料の場合に、当町の場合、今、5,000円ということで支出のほうをさせていただきます。近隣のほうが1万円ということで、町長、実際に持っていく際には御自分の私費5,000円をプラスして近隣に持っていっているという状況ですので、そういったものを近隣と合わせたほうがいいのではないかとということで、今回、補正させていただきました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に、4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 議案第69号の質疑をさせていただきます。

まず初めに、歳入について。款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、一般寄附金についてお尋ねします。一般寄附金の用途は、どのように決めたのでしょうか。

そして続きまして、歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目9情報化推進費、自治体DX推進事業、地域活性化起業人派遣に伴う負担金について。こちらの答弁に関しては、既に先ほどほかの議員の方からの質疑で答弁されておりますので、私の質疑に対する答弁

は結構でございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、庁舎管理、工事請負費、庁舎大規模改修工事について。こちらもつい先ほどほかの議員の方に対する質疑で答弁されておりますので、私に対する答弁は結構でございます。大丈夫です。

最後、款11諸支出金、項1基金費、目9利根町公共公益施設維持整備基金費、公共公益施設維持整備基金積立金について、一般寄附金を公共公益施設維持整備基金積立金に活用した理由。

以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（大越勇一君） 4番峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、峯山議員の質疑にお答えいたします。

歳入の24ページ、款17寄附金、目1一般寄附金の使途ですが、現在、具体的に何に使うかは決定しておりません。そのため、こちらも質疑にありました、歳出の43ページ、款11諸支出金、目9利根町公共公益施設維持管理整備基金費に積立てをして、事業が決定したら、こちらから充当させていただくものです。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 渡邊様から頂いた寄附金、今回の1,000万円と昨年頂いた1,000万円、合わせて2,000万円となりますが、この寄附金につきましては、寄附金を頂いた際、私の進める事業に役立ててもらえばということでした。私といたしましては、この寄附金につきましては、渡邊様が今まで利根町に対して交通安全の普及啓発活動に熱心に支援していただいていることなどを十分に考慮した事業、もしくは現在、役場敷地を活用したイベントが数多く開催されていることから、役場敷地内に町のシンボルとなる、人が集える、にぎわいの場の創出につながる敷地の整備をしていければと考えております。現在、具体的に何に使うかは決定しておりませんので、今後、庁内で協議をいたしまして、素案ができましたら寄附者である渡邊様に説明の上、早急に事業を行いたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） では、こちらの寄附金については、使途が決定した際に、また改めて議会に何か議案で補正予算等で提出されるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） こちらの使途が決定しましたら、補正予算になるのか、当初予算でやるのかはまだはっきりはしませんけれども、今後、いただいたものなので、早急に事業を起こすしかないと思うので、当初で間に合わないときには補正での対応も含めて行っていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、1番山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） それでは、議案番号第69号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第5号）についてお伺いいたします。

31ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費9,852万9,000円及び33ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節19扶助費953万6,000円について、どちらも当初の見込みより利用者が多かったとの説明がありましたが、当初どれぐらいの利用者を見込んでいたのか、実際の利用者の数を教えていただきたいです。お願いいたします。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費の障害福祉サービス事業につきましては、令和5年度当初予算において令和4年度の実績を踏まえて計上したものでございますが、その見込みを上回る利用者がございましたので、今回の補正予算を計上させていただきました。

令和5年度当初では、令和4年10月の実績を基に計上しておりまして、令和4年10月、障害種別の福祉サービス利用者数は、身体障害者手帳保持者が9人、精神障害者保健福祉手帳所持者が36人、療育手帳所持者が55人、難病の方が1人でした。

令和5年10月の利用者数は、身体障害者手帳保持者が11人で2人増、精神障害者保健福祉手帳所持者が43人で7人増、療育手帳所持者が59人で4人増、難病の方が1名で同数でした。また、サービスを利用される方の障害の支援区分や、お一人でも複数のサービスを利用される方もいらっしゃいますので、事業者へお支払いする給付費が増加しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、931万5,000円の増額補正についてお答えいたします。

施設型給付支給事業につきましては、令和5年度当初見込み延べ児童数は、1号認定で647人、2号認定は696人、3号認定は512人を見込んでおりました。今回の補正で実績見込み延べ児童数は、1号認定は616人、2号認定は763人、3号認定は632人と、当初利用延べ児童数との差は、1号認定で31人減、2号認定で67人増、3号認定で120人増となっております。議員御承知のとおり、1号認定と2号認定の対象年齢につきましては同じであり、保育を必要とするか、教育であるかとの違いとなります。

増減の理由でございますが、1号から2号認定への切替えが多かったことや、3号認定はゼロ歳から3歳未満までの児童が対象となっておりますので、産休から職場復帰した方が多かったと考えられます。

以上です。



○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第69号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第9，議案第70号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第70号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第10，議案第71号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

3ページの債務負担行為の補正の中で、公営企業会計支援業務委託143万円が計上されております。令和6年度から一部法適用の会計で処理されるということで、慣れるまでの

間、いわゆる職員がその会計事業に慣れるまでの間の委託だと思えるのですけれども、この辺について、一連の関係を細かく説明してください。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

議案第71号 令和5年度利根町公共下水道特別会計補正予算（第2号）、議案書3ページ、第2表、債務負担行為補正、下水道公営企業会計支援業務委託143万円についての質疑でございますが、下水道公営企業会計支援業務委託は、議案第66号で上程してございます、利根町下水道事業の設置等に関する条例の施行に合わせ、令和6年4月1日から地方公営企業法の適用を受け、下水道公営企業会計に移行するに当たり、会計業務の支援をお願いするものでございます。

会計業務の支援といたしましては、令和5年度決算の作成及び決算状況調査の支援、令和6年度補正予算作成の支援、令和7年度予算作成の支援、令和7年度事業に伴う納付予定消費税額の試算支援などでございます。

契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間で、限度額は143万円でございます。この会計支援業務は、令和6年度からの3年間をお願いする予定で、期間内に職員の理解を深めるよう努めてまいります。

なお、会計業務支援に係る経費につきましては、地方公営企業法の財務適用等を適用してから3年目、令和8年度まで、公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置により、公営企業会計適用債を充当した場合、その元利償還金の一部が地方交付税で措置されるものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 分かりましたが、一つだけちょっと気になることがあるのですが、地方財政債等を使つての財源での、要するに今回の補正も含めてになると思うのだけれども、今回はその財源措置がされていないのだよね。たしか、基金繰入金で財源措置がなされていると思うのだけれども、その辺の手続というか、それについてはどうなのかなど。

それからもう一つは、公営企業会計になると、下水道でお金を借りて交付税でもって措置されるというのだけれども、交付税の措置は一般会計に入っちゃう。そうでしょう、特別会計は入らないよね。そうすると、一般会計からのその相当分を繰り出していただけるのかどうなのか。一般会計の補助金というのは駄目だよ、法適用になるね。その辺の何か矛盾したことが考えられるようなのだけれども、その辺については今時点でどうなのか、教えてください。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

まず今、御説明しました、下水道公営企業会計支援業務委託ですけれども、先ほど御説明したとおり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの契約となっていて、こちらは令和6年度の予算になります。こちらのほうは、先ほど御説明した、公営企業会計適用債を充当するような形で予算措置しております。

次に、繰出金のお話ですが、こちらは現在、令和5年度においても、当初予算において雨水路維持管理工事や雨水路樹木薬剤散布業務委託などに伴う繰入金として1,977万7,000円を、一般会計より公共下水道事業特別会計に繰り入れていただいております。

先ほどの公営企業会計適用債の件ですけれども、こちらは償還期限が10年となっております。元金につきましては3年据置きとなり、4年目から10年目の7年間で償還し、利息につきましては1年目より支払いが発生します。令和6年度に下水道公営企業会計支援業務委託に対する、こちらの公営企業会計適用債の借入れをいたしますと、令和8年度から元金償還分の一部が地方交付税で措置されます。ですから、こちらの令和6年度に借ります、先ほどの143万円に対する適用債に関しましては、令和8年度の一般会計繰入金、こちらのほうに財源の一部として含まれるものとなります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それでは、これは令和8年となると、もう完全に公営企業法一部適用の会計だよ。一般会計から、これは出せるのかね、その相当分、繰出金。下水道特別会計の使用料だけでは、今後独立採算は難しいというふうに私は思っているのです。今これ、まだ聞かないのですけれども、埋設物等の資産価値等のやつはそろそろ発表になると思うのですけれども、その分も含めて見通し、それから職員の研修等、これ支援策を取っているのだけれども、いつまでも、ここ二、三年この支援は受けられるのだけれども、その間に職員を育てないと、どうにもならないのだよね。だから、企業職員等のやつも考えなければならないです、何年置くか。その辺についての見通しはまだ立っていないのかどうか分かりませんが、担当課長と町長、方向性をお示しいただければというふうに思うのです。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

先ほど言われました、独立採算については難しいのではないかというお話ですが、今現在も、先ほどお話ししたとおり、一般会計より繰入金を入れていただいている状態ですので、今後も繰出金をいただくような形になると思います。

職員の件ですけれども、先ほどもお話ししたとおり、3年間はこちらの支援をいただいて、公営企業会計の理解を深めるよう努めていくつもりです。ですから、その3年間のうちに、きちんと理解できるような形で努力していきたいと思っています。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 井原議員も御存じのとおり、町では昔、水道事業をやっていたので、町の職員だけでよそから職員を呼ばなくても、技術員を呼ばなくても回っていたという経験がありますので、これから心配なところもありますけれども、職員を育てていければと思います。もうちょっと詳しいことは総務課長から。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

まず、公営企業になりますと、単式から複式に変わるのかなと思うわけなのですが、役場職員の中で簿記の資格を持っている職員がかなりいますので、以前、水道課のほうでも工事につきましてはある程度専門的な方を採用していましたが、会計処理においては一般の採用の職員がやっておりましたので、今後も特段、専門職は必要ではないかなと今は思われますが、これから先、実際始まったところで必要があれば、その時点で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第71号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第72号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第72号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第12、議案第73号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

7番船川京子議員。

○7番（船川京子君） 議案第73号 利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行わせていただきます。

項1及び項2介護サービス等諸費、項6特定入所者介護サービス等諸費について、当初の見込みを上回るためとの説明がありました。項目も多く、金額も大きいと感じています。介護サービスの内容によっては、コロナで控えていた利用者の方たちが再開されたことによるものとの説明がありました。また、居宅介護住宅改修費や介護予防住宅改修費なども、当初の見込みより増えているとのこと。現場において見込みを大幅に上回る、どのような状況があるのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

まず、要介護（要支援）認定者数の状況でございますが、令和3年度が900名、令和4年度が969名、令和5年度が11月現在で997名となっております。また、これはあくまでも推計でございますが、令和12年度には1,243名、令和17年度には、ここがピークとなりますが、1,355名、令和22年度には1,290名となっております。これを踏まえまして、今回の補正額の大きい施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費の補正理由につきまして御説明させていただきます。

議案書9ページ、施設介護サービス給付費につきましては、4月から10月までのサービス受給者数及び給付費を、令和4年度と令和5年度を比較しますと、受給者では51人の増、給付費では約1,600万円の増となっております。サービス利用者数が増えているため、増額するものでございます。

次に、介護予防サービス給付費でございますが、要支援1、要支援2の方の在宅サービス給付費でございますが、こちらにつきましても同様に比較しますと、サービス受給者数

では169人の増、給付費では約430万円の増となっております、新型コロナウイルスが落ち着いたことからサービス利用者数が大幅に増えているため、増額するものでございます。

次に、議案書10ページ、特定入所者介護サービス費でございますが、要介護1から5の方で所得や資産が一定基準以下である場合に、施設やショートステイを利用した際の食費と居住費の負担限度額を超えた額を給付するものでございまして、同様に比較しますと、サービス受給者数では、食費が27人の増、居住費が29人の増、給付費についてはほぼ同額となっておりますが、サービス受給者数が増加傾向にあり、当初予算額を上回る見込みのため、増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第73号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第13、議案第74号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第74号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第14，議案第75号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第75号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を同意することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第75号は同意することに決定しました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第15，議案第76号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第76号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を同意することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第76号は同意することに決定しました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第16，議員提出議案第3号 イスラエルによるガザ攻撃中止・即時停戦と人道支援に向けた外交努力を日本政府に求める意見書提出の件を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議員提出議案第3号 イスラエルによるガザ攻撃中止・即時停戦と人道支援に向けた外交努力を日本政府に求める意見書提出の件を採決します。

暫時休憩します。

午後零時01分休憩

---

午後零時05分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大変失礼いたしました。提出議案の趣旨説明がされておきませんので、改めて説明を求めます。

1 番山崎敬子議員。

〔1 番山崎敬子君登壇〕

○1 番（山崎敬子君） 議員提出議案第3号について、御説明申し上げます。

提出日は令和5年12月12日。

提出者、利根町議会議員、山崎敬子。

賛成者、本谷 孝議員、佐藤眞一議員、峯山典明議員、新井邦弘議員、船川京子議員、井原正光議員、五十嵐辰雄議員、山崎誠一郎議員、大越勇一議員でございます。

提案は、イスラエルのガザ攻撃中止・即時停戦と人道支援に向けた外交努力を日本政府に求める意見書提出の件で、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出理由でございますが、イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の状況は深刻な危機に直面しており、このような人道的危機を一刻も早く止めさせることが求められています。

これらに鑑み、利根町議会は、ガザ攻撃中止・即時停戦と人道支援に向けた外交努力を日本政府に求め、意見書を提出したいので提案するものでございます。

○議長（大越勇一君） 暫時休憩します。

午後零時08分休憩

---

午後零時09分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1 番山崎敬子議員。

○1 番（山崎敬子君） それでは、意見書の案のほうを読ませていただきます。

イスラエルによるガザ攻撃中止・即時停戦と人道支援に向けた外交努力を日本政府に求



める意見書（案）です。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の状況は「子ども達の墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。すでにガザ地区では犠牲者が1万2,000人を超え、その4割は子どもと報じられている。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のパレスチナのハマスによる無差別攻撃によるものとされているが、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難するとともに、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などを行うことは決して許されるものではない。

国連総会の緊急特別会合で10月27日、人道目的での休戦などを求める決議案が121か国の賛成で採択された。また、国連安全保障理事会は、11月15日、「人道的な中断」を求める決議を採択しており、ガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせることが求められている。

イスラエルとパレスチナはこれらを真摯に受け止め、国際法・国際人道法を遵守すべきであり、これ以上、無事の市民が戦火に晒される事態を許すべきではなく、国際社会は、対話と交渉を通じて諸問題の解決に向かう環境整備に全力を尽くさなければならない。

現在、日本政府は国連安全保障理事会の非常任理事国10か国の一席を有しており、決議案を出すことができる貴重な役割を担っている。

日本政府は、イスラエルに対しては民間人を犠牲にした軍事行動の即時停止と安保理決議の順守を、イスラエル・パレスチナの双方には停戦に応じるよう外交努力を尽くすとともに、人道支援の実現に向け最大限の努力をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月12日。

茨城県北相馬郡利根町議会。

提出先。内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

○議長（大越勇一君） 趣旨説明が終わりました。

全議員が賛成しておりますので、質疑、討論は省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。

これから、議員提出議案第3号 イスラエルによるガザ攻撃中止・即時停戦と人道支援に向けた外交努力を日本政府に求める意見書提出の件を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第17、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

これは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に欠員が生じたため、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約第6条第3項の規定により、新たに当組合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、新井邦弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました新井邦弘議員を、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新井邦弘議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

新井邦弘議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはタブレットに掲載のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

---

○議長（大越勇一君） 日程第19、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

この申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

---

○議長（大越勇一君） ここで、龍ヶ崎地方塵芥処理組合に所属する五十嵐辰雄議員から組合議会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員五十嵐辰雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（五十嵐辰雄君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員を代表いたしまして報告いたします。

令和5年5月31日に開催されました令和5年第1回臨時議会について報告いたします。

付議事件、（1）議長選挙について、指名推選により、議長に大竹 昇議員が選任されました。

付議事件、（2）副議長選挙について、指名推選により、山崎誠一郎議員が選任されました。

議案第1号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合監査委員の選任について、龍ヶ崎市推薦の監査委員に、大山文彦氏が選任されました。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和4年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第3号）について、報告第2号 令和4年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、以上の本案は原案のとおり可決並びに承認されました。

以上により、臨時議会の日程は全部終了いたしました。

令和5年第2回議会定例会は、令和5年11月14日に開催されました。

開催に当たり、萩原 勇管理者から、次のような報告がありました。令和5年4月に3

組合を統合したときには、ごみ処理の広域化と施設の集約化について検討を行う計画でしたが、統合は実現せず、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合複合化協議会も解散しました。そのため、新たな広域行政に係る課題を検討するための協議会を発足させ、11月27日に開催する8市町村長会議において新協議会が発足するとの見込みです。このような報告がありました。

なお、これについては、11月27日開催した管理者等会議において、新たに広域行政検討協議会を設置することに決定しました。

協議会会長に、萩原 勇龍ヶ崎市長が就任いたしました。

次いで、議事内容を申し上げます。

議案第1号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

その概要を申し上げます。実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、専門的な知見に基づき、意見を聞くとき、審査会に諮問することができる、こういう内容でございます。

議案第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例でございます。

これは、内容としては、審査会の手続を改正いたしました。

議案第3号 令和4年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入総額は14億7,944万3,098円。これは前年度と比較しまして1,702万6,626円の増であります。歳出総額が14億100万4,960円となりまして、前年度と比較しまして419万7,657円の減となります。歳入歳出差引残額は7,843万8,138円です。歳入のうち、市町の分担金ですが、利根町の分担金については1億9,472万6,000円です。

そして、ごみの搬入量でございますが、利根町の分でございますが、龍ヶ崎、利根町、河内町ですが、その構成割合で搬入のパーセントが利根町は15.6%を占めております。ごみの減量化によって、利根町については昨年対比で5.0%のごみの減量でございます。

議案第4号 令和5年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,011万6,000円となります。

議案第5号 令和6年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合関係市町村の分賦金ですが、この割合については、事務当局で決定した額でございます。

以上、全議案について、賛成多数により原案を可決しました。

以上です。

次に、先進地の視察について申し上げます。

令和5年11月20日、21日の2日にわたり、次の2か所を視察いたしました。

まず、大阪市にある大阪広域環境施設組合の住之江工場でございます。

それでは内容を簡単に申し上げます。

この組合は、構成する4市により共同処理を実施し、長期的、安定的な処理体制を構築しています。市直営のごみ処理体制でございますので、非常にコストが高いと。それから、効率も悪いということで、大阪市といたしましては逐次、その改善については民間委託を進めると、そういう体制でいるわけです。

概要ですが、焼却炉は二つの炉があります。1日200トンの処理をしています。そして、大阪市としては、環境問題に特段の配慮をしまして、環境への負荷を最大限抑えるように様々な公害防止設備を導入しました。

次の日には、今度は京都市の京都市南部クリーンセンターについて視察をしました。これは、令和元年稼働の近畿圏でも最新鋭の施設でございます。

プラントの概要でございますが、焼却炉は250トンのが2炉ありまして、500トン进行处理しています。そして、発電設備ですが、1万4,000キロの発電があります。これは、年間の電力に換算しますと、一般家庭で使用する場合が2万2,000世帯が十分に供給できると、非常に効率もいいそうでございます。

そして、特に塵芥処理組合の大竹議長の御提案ですが、バイオ関係のところを見たいということで、ここはバイオガス施設の設備があります。処理能力は1日60トンでございますが、非常にバイオマスについては費用がかかっております。発電に利用しまして、ごみの焼却と同時に、1,000キロの発電があります。設備には莫大な金額がかかりましたけれども、これは次世代の環境への負荷をなるべく減らすということで、英断を持ってバイオ施設のこういった施設を造りました。非常に近代的な、メーカーでも試験的な設備でございます。見学者が非常に多くございます。それで、この設備の特徴でございますが、一体的に焼却施設、それからバイオマス化施設、選別資源化施設と、総合的な運営をしております。非常に参考になるセンターでございます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（大越勇一君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合に所属する峯山典明議員から組合議会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

峯山典明議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員峯山典明君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（峯山典明君） 4番峯山典明です。龍ヶ崎地方衛生組合議会には、井原正光議員と私、峯山典明が出席しております。龍ヶ崎地方衛生組合議員として報告いたします。

報告内容は、11月27日付で龍ヶ崎地方衛生組合から通達された、広域行政検討協議会に関する協議結果についてです。

令和5年第5回龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議において、今後の広域行政に係る課題を検討するため、新たに広域行政検討協議会を設置することが正式に決定されました。ま

た、欠員となっていた協議会の副会長には、阿見町の千葉 繁町長が就任しております。

あわせて、協議会の専門部会として、茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議を設置し、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する検討を行うこととしております。

なお、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を検討するに当たり、令和6年度事業として、コンサルタントへ基礎調査を委託することとなりました。その費用につきましては、対象の龍ヶ崎市、牛久市、河内町、稲敷市、美浦村、阿見町、そして利根町の7市町村において均等割50%、人口割50%の割合で負担することが決定しております。

以上、龍ヶ崎地方衛生組合議会からの報告とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 次に、ICT化特別委員会委員長からICT化特別委員会視察研修について発言を求められておりますので、これを許します。

ICT化特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔ICT化特別委員会委員長山崎誠一郎君登壇〕

○ICT化特別委員会委員長（山崎誠一郎君） ICT化特別委員会委員長の山崎でございます。取手市議会及び下妻市役所への施設視察について、ICT化特別委員会の派遣報告を行います。

令和5年10月26日に我々ICT化特別委員会の委員10名と議長に加え、議会事務局3名、政策企画課4名同行の下、午前中に取手市議会を、午後からは下妻市役所をそれぞれ視察してまいりました。

まず、取手市議会において、議会改革につながるICT化活用やDXの取組について事務局から説明があり、その後、質疑や応答及び意見交換を行いました。

取手市議会では今年度、議会会議規則を一部改正し、災害等で議員が議場に来られない場合でもオンライン会議システムの活用により本会議で一般質問ができるようになったとのことで、様々なケースを想定し、事前に申合せを決めておくことが大切であるとの話を伺いました。

また、議場のバリアフリーの課題を解決するため、障害等により傍聴が難しい方でもその場にいるような臨場感を持ってオンラインで傍聴ができるように、自由に画面を動かせる360度カメラを導入したとのことです。これは、ICTやデジタル化によって、住民の要望に沿う形を実現している事例であると感じました。

そのほか、議員派遣に係る経費が削減されたことを契機として、委員全員が現地視察に行かず、代表数名を派遣し、Zoomで現地から中継し視察するハイブリッド委員派遣を行っており、今あるタブレット等のICT化機器を活用し、経費が削減される中でも、今までどおり議員活動をできるよう検討し、工夫した形であるということ伺いました。

ほかにも、本会議での議案のオンライン事前説明やタブレットでの評決システム、議員

と市民のオンライン意見交換等についてなど、取手市議会の様々な取組を御紹介いただきました。

参加した利根町の議員から、議員でもタブレット等のICT機器に慣れづらく抵抗がある年代もいますが、取手市議会ではどのような意識でICT化活用に取り組んでいるのかとの質問には、取手市議から、やはり習うより慣れろということで、楽しむように工夫して各自使用していく。また、分からないことは積極的に職員や若い人に聞いてみることとの回答があり、その後も時間いっぱい議員間で率直な意見交換が行われました。

取手市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所による議員改革度調査において、3年連続で国内トップ3にランクインするなど、ICTを積極的に活用し、先進的な議会改革が評価されております。この視察を通して、さらなるICTの活用の取組、町議会でも取り入れられる運用や事例について調査・研究することができました。

次に、下妻市役所では、行政手続のオンライン化などDX推進の取組について、DX推進課より説明を受けました。

下妻市では、令和4年度にDXを推進するため、新庁舎移転に合わせ、令和5年度からDX推進課が新設されております。この課を中心に、DXを含めた全庁的な行政改革を推進していました。令和4年の時点では、下妻市でもDXを推進する体制や計画策定が行われていない紙ベースの業務プロセスや残業が多いなど、ほかの自治体と同様の課題があったそうでございます。

この課題を解決するため、令和5年3月にDX推進計画を策定し、課長職以上の職員研修等の実施、また内製化ができるアプリが導入されました。下妻市では、プログラムの知識がなくてもシステムを作ることができるサイボウズ社のkintone（キントーン）を活用し、職員自らが必要なアプリを作っているとのことでございます。例えば、公用車の運転記録をスマートフォンで入力する運転日誌アプリや、赤ちゃん訪問時にタブレットを活用し、記録票を入力するアプリによりデータの集約やペーパーレスが図られているとのことございました。このほかにも研修会の申込みや学校のタブレット修理受付、庁内での調査報告取りまとめなど、様々な業務がアプリで内製化されているとのことで、再集計作業が不要となり、集計、統計が容易になるなど、業務の効率化が図られているようであります。アプリを利用している課においては、アンケートや申請で郵送料が削減でき、若い利用者からは、いつでもどこでも利用できるのが好評だとのことございます。

また、LINE上で様々な手続を行えるスマホ市役所について、こちらは各種届出や相談の予約機能などがあり、24時間365日利用できます。また、道路の穴など破損状況をLINE上で通報できる機能もあり、迅速に場所や状況の把握ができるとのことで、実際、台風の影響により道路の樹木を住民が通報し、位置情報から迅速に対応できた事例もあったとのことございました。このスマホ市役所オンライン手続は、運用してから間もないため、オンラインのみとせず、紙での申請とのハイブリッド式で対応しているとのことで

ございました。

これらのDX推進により、効果として、ペーパーレス化が進み、業務効率化が図られた、職員のICT化能力が向上した、若手職員以外の中堅職員の意識も変わり、従来のスタイルを変えやすい雰囲気が出たといことが挙げられておりました。

このほか、下妻市では高齢者のスマートフォン購入補助、これはより多くの方がデジタル化によるサービスを受けられるよう、65歳以上に最大2万円を補助する制度があったり、住民の疑問や悩みに応えるため、スマホ相談コーナーが毎週開催されるなど、DX推進に向けた取組を紹介いただきました。

今後は、ルールづくりや、さらなるペーパーレス化、生成AIの利用に向けた研究を行い、DXと働き方改革の両輪で、市民サービスの向上と職員の働き方改革の推進に取り組んでいくとのことでした。

お忙しい中、御説明いただきました取手市議会及び下妻市の皆様に、この場をお借りして御礼を申し上げます。

今後は、DXが行政の重要な役割を果たすこととなります。議会のICT化は、タブレット導入やペーパーレス等にとどまらず、さらなる活用によって開かれた議会、議会活動の活性化につながる可能性を秘めております。これからはますます本格的に進展するデジタルフォーメーションに対し、利根町として遅れることのないよう、デジタル技術やデータを活用し、町民の方の利便性向上と時代に即した変革を進めていく必要があると考えております。今回2か所の視察研修で得られた内容を生かし、町議会及び町のICT化が前進するようICT化特別委員会として、引き続き調査、研究をしていく所存でございます。

以上で委員長報告とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 委員長報告が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 次に、新井議員から利根町議会議員行政視察研修について発言を求められておりますので、これを許します。

新井邦弘議員。

〔6番新井邦弘君登壇〕

○6番（新井邦弘君） 新井でございます。先月実施しました、横須賀市役所への議員行政視察について報告を行います。

令和5年11月6日に、議員9名と議長に加え、議会事務局3名、福祉課2名同行の下、横須賀市で事業展開をしている終活支援事業の視察研修をしてまいりました。

横須賀市役所では、住民の方への終活支援の取組についての説明を受け、その質疑応答を行いました。

横須賀市は「これからの市民は自らの死後に責任を持つ努力を。これからの行政は市民の努力に報いる制度の整備を」を目的として、平成27年7月よりエンディングプラン・サ



ポート事業，平成30年5月からは全ての市民のために，「わたしの終活登録」という終活情報伝達事業を始めたそうです。

まず，エンディングプラン・サポート事業についてですが，独り暮らしで身寄りがなく，生活にゆとりがない高齢等の市民の方の葬儀，納骨などに関する心配事を早めに解決し，生き生きとした人生を送っていただくという事業であります。これは，平成27年7月より始まった事業で，当初予算は2万2,000円という低予算でスタートしたそうです。横須賀市とこの事業に協力した葬儀社等が連携し，心配事の解決を支援するものであります。こちらは，御本人，行政，葬儀社の間で登録申請支援，契約等を結ぶことで，御本人の葬送に関しての生前意思を尊重することができるのも，住民の孤立相談の決め手の一つとなっているそうです。

また，死亡後の身寄りなし，身元保証については全国的に問題となっておりますが，引取り手のないお骨の火葬等は，市町村が公費負担で行っています。このような問題もエンディングプラン・サポート事業を実施することで，公費支出削減につながっているとのことです。

次に，全ての市民のために，「わたしの終活登録」という事業です。平成30年5月に始まった事業で，当初予算は3万円でスタートしたそうです。この事業は，市民の方であれば世帯構成や年齢にかかわらず電話1本で登録ができ，本籍や緊急連絡先，かかりつけ医者，エンディングノート，遺言書の保管場所を自由登録事項等のいろいろな項目を，無料で登録ができるそうです。この登録が終了しますと，自宅用と携帯用の大小2種類の登録カードが郵送されます。自分に万が一のことが起きた場合に必要な情報を行政に登録することで，警察，病院等の問合せに対して，本人に代わり伝えることができる事業であります。身寄りなし，身元保証問題解決の一助になっているそうです。

終活という言葉を知っていても何から始めたらいいのか，何をすればいいのか分からない方が多くいらっしゃる中，行政がサポートし，行政にしかできない終活支援を行うことで，終活に対する不安が少しでもなくなるのではないかと感じました。

横須賀市も終活支援を行うことで，住民の安心につながることをお聞きし，利根町においても終活支援について考えていかなければならないと感じました。

終わりに，当日お忙しい中，横須賀市の皆様に御説明，御案内など御対応いただきまして，本当にこの場を借りて御礼を申し上げます。今回の視察研修においては，参加議員が終活支援について考える大変意義のある研修機会となりました。

以上報告をさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 最後に，町長から発言を求められておりますので，これを許します。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） 令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月4日から本日までの9日間にわたり行われた今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議会開会前の石井議員の御訃報に接し、改めて哀悼の意を表します。石井議員は、平成27年4月、利根町議会議員に初当選されて以来、住民福祉の向上のため精力的に活動され、町政の発展に寄与されました功績は、誠に大きいものがございます。これまでの御功績と町政への御尽力に対しまして、深い感謝の意と尊敬の念を持って、謹んで故人の御冥福をお祈り申し上げます。

今定例会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議をいただきました結果、御提案申し上げます案件、全て原案のとおり可決並びに同意をいただきましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

本定例会の会期中、一般質問、また議案審査の過程で議員の皆様からいただきました御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の町政に活かしてまいりたいと考えています。

現在、令和6年度の予算編成を行っているところでございます。一般質問にもございましたが、来年度は町制施行70周年も控えております。将来に向かって飛躍する年となるよう、またまちづくりの将来像でもある「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、各種施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様方には今後も引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

朝晩と日中で寒暖差が厳しく体調を崩しやすい時期ではございますが、健康に留意され、穏やかな新年を迎えられますよう心から御祈念を申し上げます。議会定例会の閉会に当たり挨拶とさせていただきます。

9日間、大変御苦勞さまでございました。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 以上で本定例会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和6年第1回定例会は、3月4日月曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後零時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 大越 勇 一

署 名 議 員 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 山 崎 敬 子